

2002年12月6日

Mr. Robert Goodchild
Unit ENV. A.2 – Sustainable Resources
Consumption and Waste
European Commission
B-1049 Brussels

環境製品宣言（EPD）スキームの評価に対する意見書

日本機械輸出組合（Japan Machinery Center for Trade and Investment）は、1952年に輸出入取引法に基づき設立された非営利団体である。構成メンバーは製造業（電子・電気機器、事務機械、産業機械等）、貿易業（商社、エンジニアリング企業等）等、幅広い機械製品の輸出や投資を行なっている大手企業、中堅企業約350社によって構成されている。

当委員会は貿易を起点とした製品の環境問題を扱っており、欧州に限らずアメリカやアジア地区も含め特に製品に関する環境関連の規制には強い関心を持っているところである。

そのような立場からこの度貴委員会が提案された「環境製品宣言（EPD）スキーム」について若干コメントを申し述べたい。

エグゼクティブサマリーでEPDに対する欧州委員会の役割を3番目の「EPDの開発には関与するが、EU共通のスキームの設定は考えない」とする提案には基本的に賛成する者である。その上で具体的に何をなすべきかについての提言であり、今後の議論の中で検討に共されれば幸いである。

第3者認証ではなく企業の自主的な活動に

まず最近何でもかんでも第3者認証ありきという風潮があるが本当にその必要があるのだろうか。その目的は企業の活動に対して透明性を担保すると云うことである筈。今回取り上げられたEPDスキームで具体的に考えてみると、これはLCAをベースとした定量的情報開示であるので、その数字の信憑性を評価すると云うことになるのであろうが、殆ど現実的とはいえない。最近、長い歴史の上に確固とした制度が確立している会計監査においても不祥事がみられるように、企業活動の詳細にまで外部のものがタッチすることは非常に困難なことであり、数値の善し悪しを判断することなど出来ないであろう。それをさける別の例として既存のエコラベルの中には数値基準の達成度が企業の自己申告で良としているものがある。これらの例では企業の倫理感の問題と言う言葉がよく使われるが、倫理性に根拠を求めるとすればもともと第3者認証など不要ではないのか。虚偽の開示をしていれば、短期的にはともかく中長期的視点で捉えればそれ

が露見し市場からの撤退を余儀なくされる事は現実が示していると思うが如何であろうか。

開示項目のチェックなど定性的な評価を指向する事も考えられるが企業活動の透明性の確保という点ではあまり意味がないであろう。むしろ認証にかかる人的・時間的・資金的な面での負担があり、認証を通したビジネス創設という利点もあるが、社会的コストミニマムと云う点で問題となる。

このように考えればタイプ エコラベルのような企業の自主的な活動をベースとするスキームとすることが一番効率的であると考え

使用する基礎データや計算式がオープンになる仕組み作りを

企業が開示するデータの透明性を確保するためには計算の元となる材料やプロセス個々の数値、ライフサイクル全般に渡るインベントリがオープンになり、妥当な計算式が提案されることである。これらを企業が個別勝手に提案してもまた混乱するだけであり、共通・普遍的なものが求められるがここに貴委員会の重要な役割があると考え。まず事業活動(原材料の採取・加工、製品の使用・廃棄等)に起因するエネルギー、水、廃棄物等から発生する環境要因(CO₂、SO₂、BOD、Pb & etc.) データを明確にする。これらデータはかなり地域性があるので製品の生産した場所により異なった結果となる。共通なデータとするか複数の代表的なデータを採用するか等色々検討が必要になる。インベントリについては業界団体に作成・公表させれば良いがEU域内では生産していない製品業種もあるので対外的な協力要請も必要になる。さらに計算をする際にどこまで組み込むかという目安も必要になる。これらがすべて提案され、それを使ったデータが企業から開示されれば、1100%とはいかないがかなり信憑性の高い比較可能なデータとなるであろう。

海外企業の意見を把握する仕組み作りを

具体的な活動として利害関係者らによるラウンドテーブルの設立があげられている。広く意見を収集することは大賛成である。ここで特に考えて貰いたいのはEU市場に製品を輸出しているがラウンドテーブルに直接参加することができない海外企業の意見をどう把握し取り込むかということである。輸出企業にとってはこのような製品に関わる取り決めには多大な関心を持っており情報の把握には力を注いでいる。如かしながら時間的空間的に離れており場合によっては言語的な問題もありどうしてもタイムラグが出てきてしまう。貴重な意見、有用な意見がありながらそれらを提案する機会を失うことが往々にしてあるのでこの点について十分に検討していただきたい。

法律ではなくガイドラインで対応

このように観てくると情報開示に必要な数値や開示項目などが、全産業・業種で大き

く異なることが明らかである。このような状況下においてフレームワークのみと云うことであっても法制化するの如何なものであろうか。画一的あるいは共通的に開示内容を求めても対応できない製品は多々あるわけで、それぞれの業種・製品に必要なものだけ対応できるようにする配慮が必要である。EUの法律の種類で考えれば「オピニオン」に該当するような、考え方を示すガイドライン的なものが一番良いと考える。

以 上

日 本 機 械 輸 出 組 合
貿易と環境専門委員会
委員長 松藤 洋治

担当：環境・安全グループ 衣笠 Tel. 03-3431-9230
